

社会福祉法人めぐみの風 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人めぐみの風（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事並びに監事）及び評議員の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員及び評議員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- (2) 非常勤役員及び評議員には、職務に応じて報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。

(役員に対する報酬等の総額)

第3条 役員に対して、各年度の理事1人当たりの総額が100,000円を、監事1人当たりの総額が200,000円をそれぞれ超えない範囲で、本規程に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(報酬の算定方法)

第4条 役員及び評議員の報酬額は、勤務形態に応じて次のとおり定める。

- (1) 常勤役員については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員及び評議員については、別表2に定める額

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員の職務に必要な旅費等の費用弁償については、実費相当額のほか、日当及び宿泊費を別に定める旅費規定に準じて支給できる。

(適用除外)

第6条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している理事については、本規程による報酬及び費用弁償は支給しない。

(報酬の支給方法)

第7条 役員に支給される月額報酬については、毎月25日に支給する。なお、その日が休日の場合については、職員給与規程第4条に、具体的な支払方法については、同規程第6条に準じるものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員の日額報酬については、職務を執行した都度支給する。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額がある場合には、これを控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 月額報酬が支給される役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 前項の役員が退任し、又は解任された場合は、その前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の月額報酬は、日割り計算を行い支給する。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の承認を得て行う。

(補足)

第10条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成30年8月23日より施行する。
- 2 この規程は、令和元年6月21日に改定し、同日より施行する。
- 3 この規程は、令和元年10月4日に改定し、同日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬額
理事長	月額 650,000円 (通勤費を含む)

別表2 (非常勤役員及び評議員の報酬)

(1) 理事長

役職名	報酬額
理事長	月額 300,000円 (通勤費を含む)

(2) 理事

職務	報酬額
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記以外の職務	日額 10,000円

(3) 監事

職務	報酬額
監事監査	日額 30,000円 (半日 15,000円)
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記以外の職務	日額 10,000円

(4) 評議員

職務	報酬額
評議員会への出席	日額 10,000円
上記以外の職務	日額 10,000円